

### 30年6月 一般質問

生駒市選出、創生奈良の阪口保でございます。

まず、最初は、(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業に係る用地買収についての質問です。

平成29年6月定例議会の代表質問で、(仮称)奈良県国際芸術家村整備事業に係る用地買収について質問をしました。

しかし、知事の答弁に納得できないので、再度質問します。

用地買収を行った場所は、天理市杣之内町元山口方435番1ほか39筆で、天理教等が所有する土地であります。

買収面積は29,437.60㎡で、総額は約4億3千万円。3.3㎡あたりの平均単価約4万8千円となっております。

この土地には、宗教法人であっても民間企業であっても、原則として公共機関以外は開発をするには極めて困難な多くの土地利用規制がかけられています。

都市計画法の市街化調整区域、自然公園法の第二種特別地域、天理市風致地区条例の第二種風致地区、宅地造成等規制法の宅地造成工事規制区域等の規制で、このような、民間では開発が極めて難しい土地利用の規制がかぶせられている土地であります。

また、土地登記簿上の地目は、雑種地、山林、田、ため池等となっております。

この土地を、県は宅地見込み地として3.3㎡あたりの平均単価約4万8千円で購入しています。

このような民間では開発が難しい土地を何故芸術家村の適地として購入したのか、その選定理由には判然とした説明がまだにありません。

整備基本計画には四つの選定理由が記載されていますが、山の辺の道があるとか、天理市との連携が期待できるとか、そういうものは後から付けた理由であると考えます。

しかも、民間ではホテルどころか開発すらできない、土地利用の規制があるにもかかわらず、県が土地を取得して民設民営のホテルを誘致する計画です。

県は、自らが決めた土地利用規制のあるところに、県ならば、ホテルでも何でもできるのでしょうか。

県が土地利用規制を無視するような開発も可能とするなら、県の思い上がりであり本末転倒の話ではないかといえます。

また、一連の土地取得の経緯を鑑みると、芸術家村の基本計画が決まる前に、土地の購入が決まっていたのではないかと感じられるところです。

先の代表質問での知事の答弁では、公共事業に要する土地の購入において、山林を含む用地を、宅地見込み地として評価した例があるとの答弁がありました。

しかし、京奈和自動車道御所インター付近で進めている工業団地の区画整理では、事業費を圧縮するため、農地を宅地見込み地として評価するのではなく、農地として評価したままで地権者に土地の提出を求めていると聞いています。

農地を宅地見込み地として購入しなくてもいいとするなら民間企業では開発が容易にできない、この芸術家村の用地も現況で購入してもいいのではないのでしょうか。

そこで、知事に伺います。

一点目は、民間では開発が困難な土地を何故購入したのか。また、候補に挙がった他の土地はどういう理由で選定しなかったのかか教えてください。

二点目は、開発には困難な土地の購入に当たって、天理教などの地権者とどのような交渉をしたのか、その経緯をお示してください。

三点目は、公共事業に要する土地の取得は、採算性を優先するなら、芸術家村は現況地目で購入すべきではなかったのか。また、農地を宅地見込み地として購入しなくてもいいとするなら、前の知事答弁は整合が取れないと考えますが、いかがお考えでしょうか。

次に、都市計画道路「城廻り線」の用地買収と用地買収に係る補償費についての質問です。

都市計画道路城廻り線の事業や整備効果については、必要なものとして認識をしております。ただし、事業の推進に当たっては、工事の事業費、用地買収費、補償費等の支出が妥当で適切でなければなりません。

城廻り線は、近鉄橿原線九条第9号踏切の改良に伴い道路の拡幅工事が行われております。今回質問する用地買収箇所は、地元の天理教郡山大教会が所有する土地の購入と補償のあり方についてです。

用地買収した土地は、大和郡山市天理町284番地1天理教郡山大教会が所有する土地です。城廻り線の拡幅に伴い用地買収面積は2662.03㎡の宅地を総額約1億9百万円で県が購入しています。1㎡あたり40,800円となっています。

取得に必要なとなる不動産鑑定評価書の開示請求をしたところ、鑑定評価額が黒塗り、また、対象不動産の地番、地目も黒塗りで、不動産鑑定をどのように反映され、所有者と協議をして取得したのか全く分かりません。

また、補償費総括表を見ますと、補償費合計が約9億8千万円で、その内訳を見ると、建物移転補償金が約4億2千万円、建物以外の工作物移転補償金約1億1千万円、残地の工事費約3億円等となっています。

この補償費の支出のなかで、とりわけ建物移転補償費の支出に当たっては、用地買収とどう関係してくるのか説明が必要と考えています。

さらに、補償費の内訳がわかる根拠となる資料の開示請求を本年の4月24日にしたところ、5月7日付けで郡山土木から、45日間の開示期限の延長通知がありました。理由は、開示決定期限までに大型連休の休暇期間が含まれ、請求に係る文書の特定及び開示・不開示の判断に時間を要するため、とありました。他に延期の理由の記載はありません。連休は9日間なので45日の延長は不自然に思えます。

奈良県情報公開条例は、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本意の県政を一層推進するものであります。

不動産鑑定評価書の黒塗りとともに、不都合な事を何か隠したいのか、との印象を強く持つ次第です。

そこで、知事に伺います。

一点目は、5月の大型連休は9日間であるにもかかわらず45日もの長期に開示を延長したのは不当な決定ではないか。開示できない何らかの意図があったのではないか。

二点目は、不動産鑑定評価書にある黒塗りしている鑑定評価額と対象不動産をお聞かせ下さい。また、開示請求文書の黒塗りは、県民の知る権利をないがしろにするもので、情報公開にもっと真摯に取り組むべきで、知事の所見を伺いたい。

三点目は、土地価格評定表にある所有者との協議による40,800円(円/m<sup>2</sup>)とは、どのような協議により買収価格が決まったのか。

四点目は、用地買収箇所は天理教のバス駐車場等で城廻り線に沿った一部です。その一部の取得に、何故建物移転費が約4億円も必要なのか。建物の移転を不適切に操作した過大な移転費ではないか。以上、4点を伺います。

三つ目は、辻町インターチェンジの整備についての質問です。

昨年6月の本会議でも質問しましたが、再度、質問します。

辻町インターチェンジは、阪奈道路と国道168号といった生駒市内でも主要な幹線道路が交差する箇所でありながら、奈良市方面とのアクセスができない状況にあり、富雄や生駒など周辺インターチェンジやそれに繋がる幹線道路が渋滞する一因になっています。

そのため、辻町インターチェンジのフルランプ化は、生駒市周辺の幹線道路のネットワークを強化し周辺地域の交通渋滞の緩和に繋がるという観点などから整備の必要性について、今迄、十分に議論されています。

県は、生駒市とも連携しその整備に向けた取り組みとして、これまでも地元説明会を重ねてきており、直近では、昨年9月に辻町インターチェンジの整備に関する3回目の地元説明会を開催し、計画の内容や今後の進め方を説明されたと聞いています。

しかし、説明会から半年以上が経ち、私のところにも市民から進捗の問い合わせが複数寄せられています。

そこで、県土マネジメント部長に伺います。

辻町インターチェンジの整備は早期に必要と考えますが、現在の進捗状況をお聞かせください。

四つ目は、「新たな森林環境管理制度とニホンミツバチの関わり」についての質問です。

花の蜜と花粉を食べるニホンミツバチは古来より日本に生息しており、野菜や樹木の花を受粉させ、種子や木の実を実らせる手助けをする農作物や樹木にとって大変貴重な昆虫です。

このように植物の受粉を手助けする昆虫や動物は、「ポリネーター」と呼ばれ、生態系の中で重要な役割を担っています。

しかしながら、戦後の天然林を皆伐し、伐採跡地にスギ・ヒノキを植林する拡大造林の増加によりニホンミツバチの住み処となる広葉樹林が少なくなったことや、ダニやウイルスの感染等によりニホンミツバチが大幅に減少していると聞いています。

ニホンミツバチの減少は、樹木の受粉率を低下させ、結果として種子や木の実が減少することにも繋がります。

そして、種子や木の実が減少すると、これらを食料としている動物の生息環境が厳しくなり、併せて、森林の世代交代も停滞するなど、森林全体の生態系バランスが崩れ、川や海にも影響が及び、ひいては我々人間にも大きな損害を与えるのではないかと危惧されています。

平成30年の2月県議会予算審査特別委員会において、ニホンミツバチによる森づくりを実践されている「ビーフォレストクラブ」の活動を紹介し、ニホンミツバチが生息できる森林づくりについて質問したところ、農林部長から、スイスを参考とした森林の有する生産・防災・レクリエーション・生物多様性の4つの機能を重視した新たな森林環境管理制度の導入を検討しており、生物多様性を重視した森林づくりにおいては「ポリネーター」であるニホンミツバチのような生物が棲みやすい環境をつくることが重要であるとの答弁があったところです。

そこで、農林部長に伺います。

県が導入しようとしている新たな森林環境管理制度における生物多様性を重視した森林づくりとはどのようなものであるのか、また、様々な植物の受粉を手助けする「ポリネーター」であるニホンミツバチとの関わりについて、どのような所見をお持ちかお聞かせください。

最後に、奈良県の公立小・中学校におけるクーラー設置促進に向けて質問します。

県立高等学校のクーラーの設置については、本会議、文教くらし委員会で要望をしてみました。

県は、新年度から地方消費税清算金の清算基準の変更による増収分等を用い教育の充実をされるということで、県立高等学校のクーラーの設置を今後、順次設置されていく運びとなり、生徒の学習環境の改善に繋がることを期待しております。

一方県下の市町村の小中学校の教育環境に目を向けると、文部科学省の調査で、平成29年4月時点の空調の設置率は全国平均49.6%に比べ7.4%であり、平成28年4月時点のトイレの洋式化率は全国平均の43.3%に比べ34.9%との状況でした。

調査結果からみると、特にクーラーの設置率については、都道府県の格差が大きいこと、また、同じ県であっても市町村によって設置率の高いところ、そうでないところの差が出ています。

私の住む生駒市では、これまでトイレの洋式化を重点的に実施しており、今年度からクーラーの設置を行うべく新規事業として工事設計の予算化がされました。

私は、全ての小中学校で快適な学習環境を確保すべきで有り、そのために、クーラーの設置をすべきと考えています。

そこで教育長に伺います。

市町村小中学校の教育環境の充実において、クーラー設置については、市町村間で格差が生じているが、県教育委員会として、どのような対応を考えているのかお伺いします。

以上で、檀上からの質問を終わります。ご清聴ありがとうございました。